

**調理を目的とした「火を使用する設備又は器具」
を設けた飲食店等は、消火器具の設置が義務
となります。** ◎消火器具: 消火器又は簡易消火用具



背景と対応

施行日 2019年10月1日～

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で大規模火災が発生しました。

火災の原因は、「飲食店の大型コンロの消し忘れ」であり、このことを踏まえ総務省消防庁で今後の消防のあり方に関して検討した結果、**飲食店等※**について、原則として、**延べ面積にかかわらず**、消火器具の設置を義務化しました。

ただし、**防火上有効な措置**として、調理油過熱防止装置、自動消火装置など安全装置を設けている場合は消火器具の設置義務の対象から除外します。

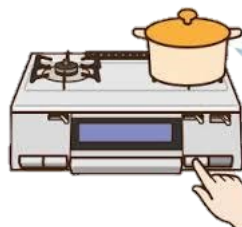
※飲食店等【防火対象物（3項）に該当するもの。複合用途の判定で、住宅部分が飲食店部分（50㎡以下）より大きい場合は一般住宅扱いとなり、該当しない。】

調理を目的とした火を使用する設備又は器具（厨房設備含む）

(例)



厨房設備



ガスコンロ

※ IHコンロは除く



防火上有効な措置

調理油過熱防止装置



センサーが鍋底の温度を感じ、約250℃になると自動的に消火して油の発火を防ぐ機能を有する装置

自動消火装置

異常時に自動で消火する機能を有する装置



圧力感知安全装置等

危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置



カセットコンロには、安全装置が設けられている。

〇問い合わせ先

茨城西南広域消防本部

予防課 0280-47-0129

下妻消防署 0296-43-1551

古河消防署 0280-47-0120

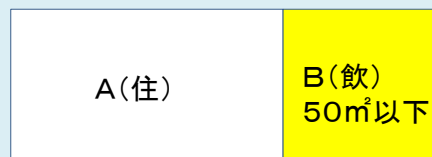
坂東消防署 0297-35-2129

複合用途防火対象物の判定

参考図

判定条件

判定

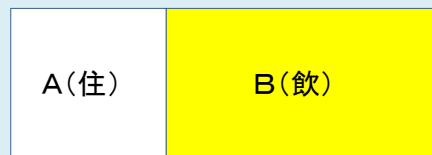


A: 住宅部分(個人住宅), B: 飲食店部分

- (1) B部分面積<A部分面積
- (2) B部分面積 $\leq$ 50㎡
- (以上すべて満たす場合)

一般住宅

消火器具の
設置**該当なし**

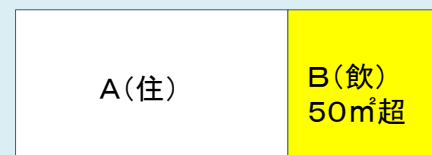


A: 住宅部分(個人住宅), B: 飲食店部分

B部分面積>A部分面積

単体用途
防火対象物

消火器具の
設置**該当**

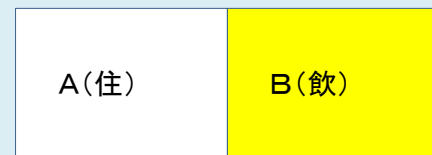


A: 住宅部分(個人住宅), B: 飲食店部分

- (1) B部分面積<A部分面積
- (2) B部分面積>50㎡
- (以上すべて満たす場合)

複合用途
防火対象物

消火器具の
設置**該当**



A: 住宅部分(個人住宅), B: 飲食店部分

B部分面積 $\div$ A部分面積

複合用途
防火対象物

消火器具の
設置**該当**

消火器の点検及び報告が必要です！

消防用設備等の点検及び報告
(消防法第17条の3の3)

機器点検 6ヵ月ごと
報告期間 1年に1回



詳細は別紙「**自ら行う消火器の点検報告**」
をご確認ください。



罰

則

点検報告義務違反

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金